

令和7年第3回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

令和7年6月3日（火）

開会 午前10時00分

散会 午前11時51分

◎出席議員（15名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	小原沢一幸
公共施設再編担当課長	関雅人
まちづくり課長	大鐘智夫
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	黒尾明美
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	小口正一
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	菊池章夫

上下水道課長

石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 令和6年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 令和6年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3 号 令和6年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 6 報告第 4 号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 3 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 4 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1 号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第11 付託第 1 号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前 10 時 00 分開会〕

○議長（青木敏久） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただき、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は 15 名です。定足数に達しておりますので、令和 7 年第 3 回那須烏山市議会 6 月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第 121 条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る 5 月 27 日に議会運営委員会を開き、その決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（青木敏久） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

8 番 滝口貴史議員

9 番 小堀道和議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（青木敏久） 日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から 6 月 10 日までの 8 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 8 日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

日程第 3 報告第 1 号から日程第 6 報告第 4 号までの令和 6 年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について、令和 6 年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和 6 年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について、令和 6 年度那須烏山市下水道事業会

計繰越計算書についての4報告案件については、いずれも令和6年度予算の繰越しに関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 令和6年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について

◎日程第4 報告第2号 令和6年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎日程第5 報告第3号 令和6年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について

◎日程第6 報告第4号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（青木敏久） よって、報告第1号から報告第4号までの4報告案件について一括して議題といたします。

なお、以下の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要であると認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号から報告第4号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号 令和6年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第212条の規定に基づき、令和6年第1回那須烏山市議会3月定例会において、継続費の予算措置を行い、その年度内において支出が終わらなかったものを通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

継続費の内容を御説明申し上げます。

生涯学習施設整備計画策定業務委託費につきましては、計画の策定期間を令和6年度から令和7年度としていることから、令和6年度に支出しなかった予算を通次繰越したものであり

ます。

次に、報告第 2 号 令和 6 年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第 213 条の規定に基づき、令和 7 年第 2 回那須烏山市議会 3 月定例会において、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

繰越明許費の内容を御説明申し上げます。

J R 烏山線利用促進事業費につきましては、J R 烏山線利用向上を図るデザインマンホールの設置工事について、資材調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であるため、繰り越したものであります。

非課税世帯等給付金事業費につきましては、給付金の支給期限を令和 7 年 7 月としていることから、繰り越したものであります。

団体営土地改良事業費につきましては、ため池の防災工事の実施計画業務について国が繰り越す令和 6 年度補助金を活用するため、繰り越したものであります。

山あげ会館運営費につきましては、山あげ会館の山あげ祭ミニチュア調光器の修繕に係る部品調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であるため、繰り越したものであります。

道路整備費につきましては、市道大金東原線の道路整備工事に係る用地交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であるため、繰り越したものであります。

急傾斜地崩壊対策事業費及び都市計画街路整備事業費につきましては、県の事業繰越しに伴い、繰り越したものであります。

防災集団移転促進事業費につきましては、集団移転先の用地測量等について、国が繰り越す令和 6 年度補助金を活用するため、繰越したものであります。

住宅・建築物安全ストック形成事業費につきましては、申請者個人が実施する住宅の耐震改修工事に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であるため、繰り越したものであります。

小学校施設管理費につきましては、烏山小学校受水槽ポンプの修繕に係る部品調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であるため、繰り越したものであります。

次に、報告第 3 号 令和 6 年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

繰越しの内容を御説明申し上げます。

田野倉地内配水管更新工事について、国が繰り越す令和 6 年度補助金を活用するため、繰越

しをしたものであります。

最後に、報告第4号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

繰越しの内容を御説明申し上げます。

令和6年度に発注しました烏山中央処理区南2丁目地内外グラウンドマンホール設置工事について、デザインマンホールブームの影響等により、資材調達に不測の日数を要したため、工事を翌年度へ繰り越したものであります。

なお、本工事で作成したデザインマンホール蓋については、令和7年4月28日に完成し、引渡しを受けているところと申し添えます。

以上、報告第1号から報告第4号まで、一括して報告申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件ではありますが、この際、質疑があれば、これを許します。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 確認なんですけども、一般会計の繰越しの明細の中で土木費の道路整備費、保育園関係の、このところはいつまでに工事をする計画なのか確認したいのと、あそこ、代替地の人たちの場所とか、その辺の関係はどのぐらい進んでいるのかもちょっと併せてお伺いします。ちょっと教えてください。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 工事完了の予定に関しましては、令和10年ぐらいを見越しております。

対象物件は2軒ございまして、1軒につきましては、今回のこの繰越しの案件で、既に移転先地で建築が始まっておる状況でございます。

あと、2軒目に関しましては、住んでいないというところもありまして、取壊しのみの計画で進んでおります。

以上になります。

○9番（小堀道和） はい、了解です。

○議長（青木敏久） よろしいですか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 報告第1号につきましては、令和6年度に予算計上しましたが、令和7年度にかけて進めるということで、通次繰越しをしたということでございますが、この

生涯学習施設整備計画策定というのは、いつまでに完成を見込んでおられますか。

2つ目は、報告第2号でございますが、一般会計繰越明許費の中で令和6年度の非課税世帯等給付金事業というのがありますが、1世帯当たり3万円支給ということと18歳以下の児童には1人当たり2万円を給付するということでございますが、国が申請期限を令和7年7月としているために、令和6年度から令和7年度に繰り越したということでございます。この1世帯当たり3万円支給する対象世帯は何件なのか、18歳以下の児童の2万円給付の対象児童は何人なのか、これはいつまでにこの支給事業を完了するのか、その辺について説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 1つ目の生涯学習課個別施設計画策定業務委託の件についてお答えいたします。

昨年度から2か年度の契約になっておりまして、令和8年3月末までには策定する予定になっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 御質問いただきました一般会計の繰越明許費の非課税世帯等給付金でございますが、まず、対象世帯につきましては、非課税世帯3万円のほうの給付の対象世帯は2,809世帯、そのうち、給付済みが昨日時点で2,420世帯、86.2%となりまして、7,260万円を給付しております。児童の加算につきましては、対象人が258人、給付済みが155人で、60.1%となっております。完了につきましては令和7年8月末を見込んでおります。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかにございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 一般会計の繰越しですかね、農林水産業費というところの農業費、団体営土地改良事業費、これは具体的にどのような内容になっておるのか、その辺のところ説明をいただければと思います。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいま議員からの御質疑にお答えいたします。

こちらのほうは、令和7年3月の補正時ですけれども、ため池として2か所、猿久保溜池というところと大和久の溜、こちらのほうの防災関係の工事の実施計画の作成費用となっております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 土地改良事業費ということなんですが、そのため池のところというのは、土地改良の事業費というところの費用でそれはあてがうという形なんですかね。私、素人考えで言うと、土地改良というのは、区画整理事業とか、集約事業とか、そういった類いを思っていたものですから、その辺のところはありなのかなというところをお伺いします。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ため池そのものの水が基本的には農業用水で使われているということですので、土地改良という面での補助の対象になります。

以上でございます。

○4番（堀江清一） 了解しました。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 報告第4号についてちょっとお伺いしたいんですけども、こちら、デザインマンホールの繰越しということを出ているんですけども、こちらは1枚だと思んですけども、何枚計画しているのかということと、今、市内で現在計画しているデザインマンホールがほかにあるのか、今まで何枚くらいやってきているのか、もし御存じでしたら、教えてください。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 今デザインマンホールに関する御質問をいただきまして、今回繰越しをさせていただいたデザインマンホールにつきましては、市内2か所に設置をさせていただいております。烏山駅前のタクシー乗車場の近辺、それと、清水川公園にそれぞれ1か所ずつ設置をさせていただいております。

マンホールカードについて、市全般のことなんですけども、合併前からそれぞれ旧烏山町、旧南那須町にはデザインマンホールは存在をしておりますし、現在もそれは各マンホールとして利用をされているものでございます。合併後につきましては、デザインマンホールは、今回アキュム10周年のデザインマンホールということで初めて作成をし、マンホールカードということで配布をさせていただいております。

今後、皆様に御報告したアンケートの結果をもう一回検証いたしまして、マンホールカード、これからまた必要なかどうかということも含めまして、今後のマンホール設置の在り方、マンホールカードの作成の在り方について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 水道のほうなんですけども、財源内訳の中で損益勘定留保資金というのがありまして、これをインターネットでちょっと調べたんですが、いまいちよく理解できなかったものですから、御説明いただければなと思います。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいま御質問ありました水道事業の損益勘定留保資金について御説明いたします。

損益勘定留保資金につきましては、水道事業の運営におきまして、利益のうち、特定の目的のために利用された資金を指しております。これにつきましては、事業の安定的な運営、また、将来的な設備投資、予期せぬ支出への備えというような形で重要な役割を果たしているものでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 利益の一定を積んであるというようなことかなと思いました。

今現在、この留保資金というのは水道事業会計の中で幾らほどあるんでしょうか。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいま御質問いただきました損益勘定利用資金の、残高と言うんですかね、現在、金額につきましては5億円少々ございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 留保資金5億円あると、こういうようなことなんですけど、その5億円が、すぐにでも使うようなお金なのか、まだまだ先に使うようなお金なのかというところ、そうすると、それをうまく運用すれば、水漏れの対応をするぐらいにはなるのかなと、こういうふうに思うんですが、そういうことはできないんですか。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの質問につきましては、適正な管理運用というものについて検討を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○12番（渋谷由放） 分かりました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、日程第3 報告第1号から日程第6 報告

第4号までの、令和6年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について、令和6年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和6年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について、令和6年度那須烏山市下水道会計予算繰越計算書についての4報告案件については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）

○議長（青木敏久） 日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年度の税制改正により、令和7年3月31日に地方税法等の一部が改正されたことに伴い、同年4月1日から施行される部分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、那須烏山市税条例の一部改正を同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容は、軽自動車税につきましては、種別割の区分に新たに125cc以下で最高出力を4キロワット以下に制御したバイクの区分を創設し、当該バイクに係る税率等の規定を整備するものであります。

また、マイナンバーカードと免許証が一体となった、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴い、身体障害者に対する種別割の減免申請において、マイナ免許証の提示を可能とするものであります。

固定資産税につきましては、大規模な修繕が行われたマンションに対する減額特例において、管理組合の管理者等から必要書類が提出され、一定の要件を満たす場合には、申告書の提出がない場合でも特例の適用を可能とするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 125cc以下で最高出力が4キロワット以下に制御されたバイク、第1種原付、原動機付自転車に追加するということなんですけども、今までは、第1種は原付が50cc以下ということであったと思うんですが、これを125cc以下まで引き上げて、年額2,000円ということなんですけども、その背景、これまで50ccバイクが主流だったんですが、それを125ccまで引き上げたという理由を、まず、分かっている範囲でお知らせください。

それと、マイナ免許の関係でございますが、これまでに、身体障害者等の軽自動車税の種別割の減免について、このマイナ免許証の提示でもう既に申請された方がいるのか、いないのか、その辺伺いたいと思います。

3つ目なんですけど、大規模な修繕工事が行われたマンションの固定資産税の減額特例ということでございますが、本市においてはこのような事例があったかどうか、この点について説明をお願いします。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 平塚議員から3つ質問いただきました。

まず、新制度になります原付の、これの背景ですが、今年の11月から新たな排出ガス規制が適用されます。この新たな規制によりまして、50ccでその新基準をクリアするためには、技術面と、あと、莫大な開発費用面、この2つで非常に難しいということがありまして、排気量を125ccまで上げて、あと、出力のほうを本来の125ccではなくて、抑え込んだ、最高出力4キロワット以下とすることで、従来の50ccと同程度の出力にしての対応ということになっております。

次に、マイナ免許証での申請があったかということなんですけど、件数は把握しておりません。ただ、恐らく、今回からなので、ないのではないかなと思っております。

次に、マンション、こちらですが、まず、マンションの定義、その場面場面でいろいろマンションの定義って違ってくるかと思うんですが、今回の固定資産税の減税措置に係る対象のマンションにつきましては、築20年以上かつ10戸以上で、管理計画の認定、これを取得したマンションということになっております。

本市におきましては、マンション適正化法の対象となる家屋は、1棟該当する物件はございますが、当該マンションにつきましては、市として助言もしくは指導または管理計画の認定、いずれも行っておりませんので、現状として固定資産税の減税措置の対象となる家屋はございません。

以上です。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと教えてほしいものがあります。それはマイナ免許証、これってマイナ免許証にすると、免許証がなくなって、マイナンバーカードで代行できるということなんですけど、これは、よく言われるのが、運転免許証を持ってさえすれば、いつまでの有効期限かというのは明確に分かるんですけど、マイナ免許証になると、それもなくなっちゃうんだよね、要するにマイナンバーカードだけなので。そうすると、これって何を狙っているのかというのがよく分からなくて、僕が警察の人に聞いたんですけど、「うーん、分からないんだよね」という話があって、これって申請する人いるんだろうかって話なんですけど、知っていたら、そういう情報を教えてほしいんですけど。

もう一回言うよ。要はマイナ免許証のメリット・デメリット、それと、大体うちの町に何人ぐらいいるのかという、誰に答えてもらうのがいいか分からないで質問しているんですけど。別問題なんですけど。

○議長（青木敏久） 答えられますか。大丈夫ですか。ちょっと承認案と違うんですけど、いいですか。大丈夫ですか。

川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） すみません、今回の税金の減免のお話からちょっと離れているというところもあるので、お答えすることができないので、申し訳ございません。

○議長（青木敏久） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 税務課長、2点ほど、このマンションについてお伺いしたいと思います。

マンションの定義、これは木造でも鉄筋コンクリートづくりでも、いずれもマンションと言われるのかどうか、この辺の判断ですね。

それと、市内にマンションとして税務課では何棟ぐらい認めているんでしょうか。この付近から見るので、私、南大和久に1棟望むことができるんですが、あとはちょっと私も分からないんですよ。ちょっとその辺のところをお伺いします。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） まず、マンションの木造でも大丈夫なのかということですが、一応、定義の中には構造は入っていないので、恐らく大丈夫ではあると思いますが、なかなか木造での建物、難しいのかなと思っております。

あと、市内におけるマンションですかね。分譲マンションという概念からですと、南大和久の1棟だと思います。

○議長（青木敏久） よろしいですか。

○14番（中山五男） はい。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第3号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第8 議案第3号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年度の税制改正により、地方税法等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、令和7年4月1日施行分については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行い、さきに議案第2号にて専決処分の承認を賜りましたことから、

本案は、それ以外の施行分の改正を行うものであります。

主な内容は、まず、公示送達の方法の変更であります。現在、市役所の掲示場に掲示することで行っている公示送達を、市のホームページで公示事項を掲載するとともに、市役所の掲示場または庁内に設置したパソコン等の画面に表示することで公示送達を行うものであります。

個人住民税関係につきましては、19歳から22歳までの大学生年代の子等に係る特別親族特別控除の創設に伴い、所得控除の追加等を行うものであります。

たばこ税につきましては、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の見直しに伴い、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を規定するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 税条例の一部改正についてでございますが、所得税においては、19歳から22歳までの大学生年代の子に係る特定親族特別控除が創設されたということで、個人住民税についても控除の金額が追加されるということでございますが、これは令和7年4月1日から施行ということなので、要するに来年の申告のときにこれの扱いにするという考え方でよろしいのでしょうか。

ちなみに、これは申告に基づくものですから、申告がなければ、この控除はできないと思うんですが、大体該当になる世帯は何件ぐらいあるというふうに想定されておりますか。

その2点お願いします。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） こちら特定親族特別控除につきましては、令和8年1月1日施行ということなので、税金としましては、令和8年度の住民税、こちらから影響を及ぼすものとなっております。

世帯ですが、世帯ではなくて人数のほうなんです。今回、令和7年度の課税の内容を、そのままこの改正したものを当て込んだ場合、19歳以上23歳未満で、所得のある方でこの特別控除の対象になるというのは40名という人数でした。

以上です。

○16番（平塚英教） 40名。分かりました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑ございませんか。

12番洪井由放議員。

○12 番（渋井由放） 税制改正の中身は少し理解できました。これによって当市の税収というのはどのようになるのか、教えていただければと思います。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 今回の税制改正に伴いまして、税収がどのように変わるかというところなんです、今、平塚議員からもありましたとおり、特定親族特別控除、これについては該当が 40 名ということで、市民税に該当させますと、おおよそ 60 万円ぐらいの減収になるのかなと思っております。

また、給与所得等の見直しも入っております、それについてはもうちょっと影響が大きくて、令和 7 年度の税金をそれで換算した場合、270 万円程度の市民税が減収になるのかなと思っております。

あと、たばこ税も今回改正しているところなんです、たばこ税につきましては、紙巻きたばこの税金と、あと、加熱式たばこの税金で格差があるということで、加熱式たばこを限りなく紙巻きたばこに近づける改正になってくるところなんです、どのぐらい影響が出るかというところを出したいところだったんですけど、このたばこ税の申告書が T S ネットワーク株式会社というところと日本たばこ産業株式会社、この 2 社からは毎月、申告書が出てきておりまして、日本たばこアイメックス株式会社、こちらは年に 3 回ぐらい申告書が本市のほうに届くところなんです、この申告書の報告の仕方が全て紙巻きたばこの換算で上がってきているものですから、市のほうでは紙巻きたばこ、あと、加熱式たばこの割合が把握できていないというところがありますので、幾ら増税になるとか、そういうのが全く分からない状況です。

以上です。

○議長（青木敏久） 12 番渋井由放議員。

○12 番（渋井由放） 感じとして、紙巻きたばこの、簡単に言うと、それはそのまま、この加熱式たばこを上げるということになりますので、そうすると、何となくですが、大づかみで上がるということは、収入が増えるというか、そういうのは間違いないんでしょうか。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 現状として全く人数が変わらなければ、増税に転じると思うところなんです、増税に伴いまして、禁煙をしようかなと思っている人のきっかけになったりとか、いろいろそういったものがバックグラウンドにありますので、一概に必ず増えるかどうかというのはお答えすることがちょっとできないところです。申し訳ございません。

○12 番（渋井由放） はい、了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

10 番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） すみません、各条例のこの記述のところ、いつから施行する記述のところですが、ちょっと分かりにくいので、各税は令和7年4月1日から施行ということではないのか、それから、公示送達ですか、これはいつからやるのかというのをちょっと教えてください。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 施行期日なんですけど、まず、令和8年1月1日施行されるものが第34条の2、第36条の2第1項……。個人市民税のところ。条例だけで申し上げますと、令和8年1月1日施行になりますのが、今申し上げました第34条の2、第36条の2第1項ただし書、あと、第36条の3の2第1項第3号、同じく第36条の3の3第1項、あと、附則第3条、以上が令和8年1月1日施行となります。こちらは個人市民税関係となります。

次に、たばこ税なんですけど、附則第16条の2の2、あと、附則第4条につきましては、令和8年4月1日施行となります。

あと、地方税法等の一部を改正する法律に掲げる規定の施行の期日、公示送達と、あと、納税証明事項ですが、いずれも来年の5月中となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 改正条例には異議ありませんが、この条例の中の文言につきまして2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、1点なんですけど、公示送達とありますが、こういった実際例があるんでしょうか。これについて1点。

もう一点、このたばこ税のうち加熱式たばこ紙巻きたばこの税の割合というのは、何か先ほどの答弁ですと、内容があまり分からないというふうな話だったんですが、これで間違いはないんですか。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） まず、公示送達につきましては、事例は幾つかございます。

内容としましては、納税通知書を発送した際に、郵送で納税義務者のところに届くところなんですけど、宛所なしとかで戻ってくるケースがあります。その後いろいろ調査をしまして、正しく届くところに郵送等、あとは実際のそこに出向いて手渡しするなど対応を取っているところなんですけど、どうしても、最終的に調査をしたところでも分からない場合、そういった場合は公示送達という手段を取っているところでございます。

あと、たばこ税の紙たばこと加熱式たばこの割合ですが、すみません、内訳が分からない状況です。

以上です。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） そのたばこ税なんですが、納税者の申告書の中にその内訳というのは表示されていないんですか。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 納税義務者の申告書の内訳が本数掛ける単価で出されているところなんですが、その本数が全て紙巻きたばこに換算しているんですね。本来の紙巻きたばこの件数と、あと、加熱式たばこの紙巻きたばこに換算する式というものがあるので、それに当てはめて、各納税義務者、それで本数のほう出しているところです。

したがって、市のほうに届くものについては、全て紙巻きたばこでの本数での税金が算出されていますので、ちょっと内訳が分からない状況になっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 8 議案第 3 号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を 11 時ちょうどいたします。

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前11時00分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き、再開いたします。

◎日程第9 議案第4号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第9 議案第4号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性の確保を図るため、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に引き上げるとともに、物価上昇の影響で保険税の軽減対象世帯の範囲が縮小しないよう、保険税が5割軽減・2割軽減となる世帯の所得判定基準を見直すものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 国保税の最高限度額の改定ということでございまして、現在は基礎課税額が65万円、後期高齢者支援金課税が24万円と、介護給付金課税額が17万円と、合わせて106万円というのが最高限度額なんですね。それが今度、基礎額が1万円引き上げると、後期高齢の支援金課税が2万円引き上げるということで、合わせて最高限度額が109万円になると、こういうようなことだと思うんですけども、これによって本市の最高限度額の対象世帯は、改正前と改正後には何世帯ずつになるのか、見込みが分かれば、お知らせいただきたい。

併せて、5割軽減・2割軽減世帯の基準を、物価高騰に基づいて、戸数が少なくならないように補正するというような感じで、対象の乗ずる金額を引き上げるということで、所得基準緩

和になるわけなんです、この5割軽減世帯・2割軽減世帯は、これも現行では何世帯、改正後には何世帯というふうな見込みが分かれば、説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 黒尾市民課長。

○市民課長（黒尾明美） ただいま御質問いただきました限度額引上げと軽減額の判定の見直しの対象世帯数、影響世帯数についてお答えしたいと思います。

限度額の引上げにより新たに対象となる世帯数、国保税の影響額ということでお答えさせていただきますと、限度額超過する世帯数は7世帯が減ります。税額の影響額につきましては104万円になります。

軽減のほう、5割軽減・2割軽減のほうの世帯数になるんですけれども、こちらについては、5割軽減が620世帯ということで、11世帯の増、2割軽減が411世帯、13世帯増ということで、合計で24世帯の影響となっております。

均等割について、こちらの被保険者数の影響額が、5割のほうは17人分、2割のほうは29人ということで、税額としては69万円減額となっております。

以上になります。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 最高限度額の現在の世帯数は何件で、それが7世帯減るというふうに理解していいんですかね。はい。最初の、現行では何世帯が最高限度額なのか。

○議長（青木敏久） 黒尾市民課長。

○市民課長（黒尾明美） 医療分、後期支援分、介護分とございますので、それぞれになるんですけれども、医療分で、36世帯から1世帯減って35世帯、後期支援分で、37世帯から6世帯減で31世帯、介護分は今回該当がありませんでしたので、28世帯ということになります。

以上です。

○議長（青木敏久） よろしいでしょうか。

○16番（平塚英教） はい。

○議長（青木敏久） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案4号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（青木敏久） 日程第10 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ1億4,057万2,000円増額し、補正後の予算総額を128億1,057万2,000円とするものであります。

今回は、国の総合経済対策であります不足額給付事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業等に必要な補正予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費の烏山高部線運行管理費につきましては、市営バス烏山高部線の認知度の向上と本市のイメージアップを図るため、市営バスのラッピングを行う事業費の計上であります。

民生費の不足額給付事業費につきましては、令和6年度のデフレ完全脱却のための国の総合経済対策における調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付金を給付する不足額給付事業費の計上であります。

農林水産業費の団体営土地改良事業費につきましては、荒川南部土地改良区が実施する高瀬

地区の農業水利施設の取水暗渠管布設替え工事に交付する補助金の計上であります。

商工費のプレミアム付商品券事業費につきましては、市商工会が実施する商品券発行事業に対して、物価高騰対応地方創生臨時交付金を財源として交付する補助金の計上であります。

教育費の南那須公民館施設整備費につきましては、南那須公民館ステージ利用者の安全性を高めるため、ステージを左右に拡張する工事費の計上であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、不足額給付事業及びプレミアム付商品券事業の補助金の計上であります。

県支出金につきましては、荒川南部土地改良区が実施する取水暗渠管布設替え工事の補助金の計上であります。

寄附金につきましては、市内団体からの寄附金の計上であります。

繰入金は、不足財源の補填として財政調整基金の計上であります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 昨年も一般質問でもさせていただいた次第で、本年もプレミアム付商品券事業をやりたいと思いますが、まだ全然アイデアは固まっていないと思いますが、昨年の中で紙ベースと電子、P a y P a y ですか、のベースでやられていたと思うんですが、結果的にP a y P a y ベースは余ったということが事実として残っているじゃないですか。その中で今年度はどのような形、それを改善するような形としてやっていくのか、紙ベースを主としてやっていくのか、そこだけ伺わせていただきます。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本年度のプレミアム付商品券発行事業につきましても、紙ベースのもの及び電子のもの両方で発行していきたいと考えてございます。

先ほど議員からもありましたとおり、詳細はこれからになるんですが、まず、そういったわけで、プレミアム付商品券の電子分は売行きが正直思ったほどいかなかったと、残ってしまったというところを反省しております。これにつきましては、今考えていますのは、1口の購入単価というのですか、それを今までよりも安くする、それと、あとはプレミアム率を少し上げる、それらを行いまして、今までどうしても、分析からすると、思ったほど若い方が買われな

かった。実は電子のものにつきましても50歳以上の比較的年齢の高い方がお使いになられていたということが分かりました。そのため、若い方の購入につながるようにというのとも考えまして、その購入単価の引下げですとか、1口当たりの単価、それで今までよりも気軽にこの商品券を買っていただけるようにしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） これは去年も要望したかもしれませんが、商品券を扱える店舗によって、紙は使えるけど、P a y P a yは、P a y P a yというか、電子マネーは使えないという店が結構多かったと思うんですね。それと、あんまり南那須地区と言うのは嫌なんですけど、どちらかという、大手のスーパーさんがやってくれなかったとか、いろいろあったと思うので、ぜひ努力していただきますようお願いをいたします。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 御意見ありがとうございます。

我々としましても、いろんなお店でこの商品券を使っていたける、取り扱っていただけることが消費につながることを思っておりますので、引き続きこちら利用店の拡充につきましても努めていきたいと思っております。ぜひ各商店でも、こちら、紙と、あとは電子と、できれば両方使っていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 歳出のほうの14ページで、地域交通対策費ということで44万円とございますが、先ほど説明がありましたように、市営バスの烏山高部線の車体のラッピングということでございますが、今、高部線の車は小さいのを使っていますよね。あれにラッピングするという考え方でよろしいのでしょうか。もう既にこれは始まっているのか、それともこれからラッピングをするのか、そのイメージをちょっと説明してください。

2つ目は、定額減税の関係なんですけども、本来給付すべき所得額と比べて給付が不足している差額分、9,419万9,000円を追加支給するというところでございます。これは何世帯が支給対象になるのか、どのような方法でこの不足額の支給を進めるのか、説明をお願いいたします。

3つ目は、今質問がありましたプレミアム付商品券事業の関係なんですけども、紙ベースは分かっているんですが、電子関係ですが、商店からよく聞かれるのは、何でP a y P a yだけなんだということで、私も詳しく説明できないような状態なんですけども、これは国のほうからP a y P a yに特化してくださいというふうな形で指導があるのか、ないのか、その辺も含

めて説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） ラッピングの件で御質問いただきました烏山高部線ですけれども、今10人乗りのバンで運行しております。以前、旅番組でテレビ放送された際に、市営バスなのか何か分かりづらいというようなコメントをしております、確かに私どももそれを聞いて反省するところだなというふうに考えております。現在、シルバーの車体に白のマグネットで市営バスというような貼付けをしているだけですので、それを改善するという事で、常陸大宮市と協議いたしまして、ラッピングオーケーということになりましたので、今後、デザインを含めまして、どういったデザインがいいのか、どういうラッピングがいいのかということ協議しながら、これから進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それは那須烏山市だけが負担するんですか。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） こちらにつきましては、負担金といたしまして、関係自治体のほうからは後ほど頂くということで考えております。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 御質問いただきました不足額給付事業費についてでございますが、こちらは、主な内容としましては、令和6年度に実施しました定額減税に伴う調整給付の算定に際し、令和5年度所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、令和6年度分所得税及び定額減税の実施額等を確定したことにより、本来給付すべき額と当初の調整給付額との間に差額が生じた方に対してその差額を支給するものでございます。

対象者としましては2,500人を見込んでおります。

給付でございますが、今回の対象者は、昨年度実施しました給付金の対象者と重複している方が多数いらっしゃる見込みですので、その方々には早急に給付が行えるようプッシュ型で実施し、初回の給付は9月末を見込んでおります。また、新たに対象となられました方は書類の審査が必要となりますので、受付審査後30日程度で給付を見込んでおります。

以上です。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） なぜ電子の商品券につきましてPay Payだったのかという御質問にお答えさせていただきます。

おとしですか、ポイント還元事業というのをやらせていただきました。ちょっとこれは商品券とは使い方が違うんですけれども、こちらを始めさせていただいたときに、そのときのシェアというんですか、それがやはり一番 P a y P a y がなくて、事業への市民への浸透ですとか、そういったことを考えれば、そこから始めるのが妥当だろうというところで P a y P a y で始めた経過がございます。昨年の商品券発行事業につきましても同様の理由で始めさせていただきました。

また、昨年実施しました本市の P a y P a y での商品券発行事業、こちら、実は北関東で初の取組、栃木県でももちろん初でございます。そのような先進的な取組だったということを申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 私どもは専門でないので、なぜ P a y P a y だけなのかと言われても、なかなか答えようがないんですが、実際にこれを実施しているのは商工会ですよね。商工会のほうからその辺の、商店の皆さんによく分かるように、P a y P a y に特化してやっている理由を説明いただくように、市のほうからもよく言ってください。私、困ります、あっちこっち商店を歩いて、いろいろ言われると。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 先ほどの平塚議員の質問で、市営バス、高部線ですか、ラッピング導入というところで、44万円ですか、ちょっと具体的にお伺いしたいんですが、そのラッピングをする大きさ、どのような形で、車体の横なのか、前なのかとか、いろいろあると思うんです。そういう具体的なところと、ラッピングバスを走らせて、一度ラッピングしたものをいつまで継続して走らせるのか。

もう一つ、市塙線はラッピングバスというのは、考えはないのか。

以上3点お伺いします。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） ラッピングの関係ですけれども、大きさ等どのようなものかということにつきましては、関係自治体、常陸大宮市ですけれども、そちらと、こういった内容のものをラッピングするかというものも含めて、話を進めていきたいと思っております。

いつまでということになりますと、こちらはリースですので、今年からリースが始まりますので、まずはリース期間中はそのラッピングで進めていこうかなというふうに考えております。

それと、市塙黒田烏山線につきましては、ただいま協議中で、調整をしております、ラッピングをするということを前提に話を進めているところでございますので、まとめ次第、また予算計上等させていただければと思っております。

以上でございます。

○4番（堀江清一） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 補正のプレミアム付商品券事業の件なんですけれども、先ほどから何人か御質問させていただいて、このプレミアム付商品券事業に関してデジタルを導入したのは、私も要望させていただいたんですけれども、これ、毎年のようにプレミアム付商品券事業を行っているんですが、現在、この事業というのはそもそも目的と対象が曖昧だなと私は感じているんですけれども、今回はどういった目的でやられるのか、対象はどちらなのか、ちょっとお伺いできればなというのと、あと、紙とデジタルでやっていて、それぞれ経費はどのように、紙でやるのとデジタルでやる経費はそんなに変わらないのか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） まず、この事業の目的でございます。

こちら、やはり物価高騰の影響を受けている市民支援というのを第1に掲げております。それと、併せまして、我々、市民生活の中でいや応なしに迫っている、DXですかね、生活の中でもDXが進んできますので、物価高騰の影響を受けている市民生活の支援をしながら、そういったのも、DXの推進も図ればなと考えてございます。

それと、発行に係る経費等につきましては、直接お金として目に見える金額でいけば、デジタルのほうが高くなる部分がございます。どうしてもそれはやっているときに、その事業者を支払うお金が出てきますので、システム分とか、そういったものがありますが、ただ、実際に紙の商品券を発行したときというのは、商工会の職員が自前でかなりやっております。それを金額に表すと、大体同じぐらいになるのかなというのが我々の感想でございます。

さらに、この手間が増えれば増えるほど、商工会、その紙の部分の手間が増えれば増えるほど、目には見えないですけど、経費がかかっているわけでございますので、できれば我々としては、これをデジタルの推進につなげていければなと考えてございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） これ、印刷の経費とか含めてもデジタルのほうが、手数料分とか含め

て高いのかなというところをおっしゃっているんですかね。銀行とかでも換金すると手数料が取られるんですが、そこら辺も含めて、紙のほうは、商工会さんのワークフォースに頼っている部分があるというお話だったんですけども、ちょっとそこら辺の経費の違いを改めて確認したいのと、目的としては物価高騰で、対象は市民なんだという回答でした。今回デジタル向けが個別の販売になって、正直ちょっと使いづらくて、あと、紙で使えるところとデジタルで使えるところ、それぞれいろいろ分かれてしまったところが、あまり事業が振るわなかった要因なのかなと考えるんですけれども、例えば、先ほど課長がほかの議員に答えていた答弁と異なるんですけれども、例えば、私なんか考えるのは、若い方というのはあんまりまとまったお金を持っていないので、やっぱりそういうところ、先に何万円も出して商品券を買うのが難しいのであれば、日頃の生活に還元が受けられるようなほうがいいのかなと思うんですね。

なので、例えば、紙ベースで言うのであれば、内需向けにまとめて売って、デジタルのほうは逆にプレミアム率を下げて、観光促進なんかに使えるような、あんまりプレミアム率を上げてしまうと、外から来た人が一気に予算を消化するような、購買活動に流れるような傾向が、前回、たばことかガソリンの件であったので、逆にプレミアム率を下げて、観光で来た方が、より多くの方が少しずつでも恩恵を受けてくださるようなやり方に、紙ベースとデジタルで使い方、その対象と目的を分けてやっていけば、うまく回せるのかなというような気がするので、ちょっとそこら辺を考えていただきたいなと。

取りあえず、経費の件についてちょっと教えていただけますか。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 経費の違いについてお答えさせていただきます。

紙ベースの場合、どうしても印刷費等がかかってきます。それと、実際に換金するときの各商店へのお金の振込手数料というのが直接目に見えてくるところでございます。あとは応募はがきの印刷代、郵送代とかがかかってきます。実はデジタルはそういったところの個別にはかかってこないんですけれども、事業者に委託料として一括で払うので、その分がまとまってかかってきます。そうすると、今の経費で比べると、昨年の発行実績ですとか、今年の予算規模で考えますと、目に見えるお金的にはデジタルで支払う部分が多くなるのかもしれませんが。

ただ、やはり、先ほども申し上げましたとおり、商工会職員の働いている分を、なかなかお金に換算するには計算できませんので、その辺を含めると、あまり変わらないのかなという感じでございます。

2点目につきましては、御意見ということで伺ってよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） こちらの物価高騰の交付金で対応する事業となっております。あくまで対象は、市民対象ということで、ほかからの観光客に対しては対象としておりませんので、そのところをよろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、総合政策課長から、あくまでも市民向けの対策だということがあるんですけども、そうなってくると、市民向けということは、今回デジタルでやるやつも全部市民向けで、また購入単位でやっていくということなんですか。前々回みたいにプレミアム率を、会計ごとのポイント還元事業ではなく、また商品券の購入でやっていく。それでやるやつと、前々回の場合、経費は一緒なんですか、違うんですか。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） まず、商品券の発売の仕方につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、市民限定となります。市民に対して商品券を発売していく形になります。

申し訳ございませんが、それと、あと、経費につきまして、今現在、一昨年資料を持っておりませんので、そちらは後ほど御回答させていただいてよろしいでしょうか。

○3番（荒井浩二） はい。

○議長（青木敏久） 大丈夫ですか。

○3番（荒井浩二） はい。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 今、すみません、プレミアム商品券の話が出ましたので、昨年、紙ベースでは、多分紙のベースは売り切れたのかなと。デジタルは2回応募したと思うんですけど、私も1回は買いました。2回目を売ったときに売れ残ったような話を聞いたんですけど、その辺の実績というのはどうだったんですか。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） デジタル分につきましてですけれども、こちらで用意した分の60%、62%ぐらいだったと思います。そのぐらいの実績でございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） それは、発行した金額というのは分かるんですか。実際に動いた金額というのは分かりますよね。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） こちら、発行額ベースになりますけれども、用意しました商

品券は8,750万円分でございました。そのうち実際にそれが買われましたのは5,050万円でございます。

以上です。

○10番（相馬正典） 分かりました。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 一つは、前回の反省を基に小さくするんだとか、お金を少し小さくするとか、そういうことをやっている。これは非常に前進したことかなと、こういうふう思うんですね。

ただ、私が聞いている話では、ある程度若い人がお金を使うのには、3月の中頃から末頃、子供が入学するとかというような話を少し聞きました。そうすると、使える期間の中ではもうPay Payとかのやつが終わってしまったということがあったのかなと。2月だったですか、終わりはね。そうすると、3月だといろいろ使えるんだけど、2月の中ではそれほど大きな消費はできないんだよねというような話がございましたので、使える期間というものに対しても少し考えていただければ、もっと消費が増えるのではないのかなと、こういうふう思うんですけれども、いかがですか。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 昨年の商品券事業ですが、特にデジタル分につきましては、実質には2か月強の期間でございました。

今年度、今回6月補正で計上させていただきまして、昨年よりも早く取り組めるということもございますので、その期間をできるだけ長く、少なくとも昨年の2倍ぐらいの期間はやっていきたいと考えて今回の予算計上でございます。よろしくお願いいたします。

○12番（渋谷由放） 了解しました。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 1件確認させてください。

総合政策課長の回答の中に市民対象と言っていることがちょっと引かかるんですけども、実際には宇都宮の人たちもPay Payでガソリンを入れているということはなかったか。これってすごく大変で、要するに住所を書くとか、その確認が必要になってくるので、その辺は大変じゃないのかというのと、徹底できるのか、ちょっとそれだけ確認させてください。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 昨年から始めました、このPay Payでの商品券発行事業ですが、市民限定ということができるよう、実はひもづけをさせていただいております。そのため、買うときにはマイナンバーカードや免許証等でその方の登録をPay Payの中でし

ていただいているという状況でございます。

どうしても買うときにそれがなかなか難しいということもありまして、購入につながりづらい部分もあるのかもしれませんが。我々としてはそういったところを支援して、どんどんこれを使っていただけるようにするのが責務かと思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 確認をしてでも市民対象にしたい、そういうことでいいわけな。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 今回、もともとの事業の趣旨に鑑みまして、市民限定で、市民の物価高騰に対する支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 補正予算につきまして、3点ほどお伺いします。

まず、15ページの農政関係なんですが、その中に新規就農事業として5万円ほど補正計上してありますね。これは当初予算では3名分300万円ほど計上してあるはずなんです。これは計画どおり就農されているのかどうかについてお伺いをいたします。

2点目は団体営土地改良事業、385万円です。先ほどの川俣市長の説明によりますと、荒川南部土地改良の事業とのことなんですが、これは場所はこの工事なのか、それと、この事業費の負担割合です。県と市と自治会があると思いますが、この負担割合についてお伺いします。

それと、3点目、このプレミアム付商品券事業、これはもう既に同僚議員が何人も質問しているところなんですが、私は別の角度から質問したいと思います。

今年も4,000万円、去年も4,000万円、これはずっと長く続いておりますが、果たして効果が現れているのかどうかということを、まず、聞きたいんですよ。4,000万円を出して、4,000万円に相当するだけの、具体的にこういう効果が現れたんだということが、何か説明が言えるのかどうかです。

この商品券は誰のために発行するのか。商店のためなのか、それとも商品券を購入する市民のためなのかなんです。先ほどの課長の説明によりますと、物価高騰による市民への支援だということになりますが、私、ここ2年、3年ほどはもう買っていないんですが、以前私が買ったときに、近くの方に、何人かに「今年、商品券買いましたか」と聞きましたら、「商品券を買い、余分なものまで買っちゃうから、もう買わないことにしてんだよ」と、こういう方もいました。それと、もう一つ、問題なのは、「余裕がなくて、商品券買うことができないよ」と、

こういう方も結構おりましたよ。だから、こういう声が市長ほか皆さんのほうに届いているのかどうかですよ。その辺のところを十分検証した中で、誰のためにこの商品券を発行するのか、これを検討すべきじゃないかと思います。

それと、課長、あとちょっと続けたいんですが、この商品券発行のために4,000万円、これは商工会のほうに交付すると思うんですよね。そうしますと、市民がこれを、4,000万円分を購入します。そうすると、そのお金の流れというのはどうなんですか。市に戻ることは一切ないんですか、これは。

それと、もう一点追加しますよ。県内よその市町村でもしばしばこのプレミアム商品券発行の新聞記事が載りますが、これは25市町村どこでも今継続して実施している状況なんですよ、この辺について伺います。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいま中山議員から御質問あった2点ほど回答を申し上げます。

まず、新規就農者の300万円の件でございます。こちらは令和7年の当初予算に計上してございます。今のところ、まだ給付のほうはしてございません。これからの予定でございます。

続きまして、団体営土地改良事業の事業箇所でございます。事業箇所につきましては、荒川橋の400メートル上流のところに取水ポンプと、取水ポンプに付随して河床、川の底に暗渠排水というか、管が敷設されております。その管の布設替えということが今回でございます。

今回、県単事業ということでもありますので、今回の暗渠の排水の敷設替えは、地元負担45%です。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 県と市と地元はこの割合でやるのか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） すみません。一応、県が35%、市が20%、地元が45%になります。

以上でございます。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） では、3点質問をいただいていたかと思います。

まず、令和6年度4,000万円の効果についてということで御質問いただきました。こちらにつきましては、まず、紙の商品券につきまして、その換金状況を確認させていただきましたところ、全体として、スーパー、あと、その他小売という分類をされるところなんですが、

スーパーとか大型店に分類されないところですね、それと、食料雑貨店で必需品を購入する利用が多いという構成になっております。今回の財源であります国の交付金の目的にもなっている物価高騰支援、そういったところで、この食品などの理由が多くなっているという面では、ターゲットをきちんと絞った効果が出ているのかなと思っております。

デジタル分につきましても、使用されるお店については同様でございます。

ただ、デジタル分につきましては、さらに面白い結果というか、出ていまして、これは、デジタルはどうしてもその実施前・実施後が、実施期間中と実施する前が比較できるからなんですけれども、地域内外の利用状況というのを把握することができました。それは、その消費が地域の中で起こったのか、外で起こったのか、その率ですね。実施前は市内での消費というのが 35% 程度だったものが、これを実施してからというものの、言ってみれば P a y P a y での使用なんですけれども、53% まで上がりましたということで、市内での消費が伸びているという結果が分かりました。ですので、これが効果だと我々は認識しております。

また、お金の流れについて、市にお金は戻ってくるのかというところでしたが、4,000 万円で補助金を出しまして、実際に使い終わった後、その精算をしまして、使っていないものにつきましてはきちんと返していただいております。

あとは、お金につきましては、印刷事業者ですとか、あるいは銀行への振り込みですとか、あるいは、この事業者、電子商品券を発行している事業者の委託料という形で支払いをしております。

どこの市町でも実施している状況かというところでございますが、もともとこちらは国の交付金を活用しておりますので、そのモデル事業にもなっているものですから、やっている市町村は多くございます。

ただ、全てのところがやっているかというところ、手をつけてないところもあると思います。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） この商品券事業、最も重要なのは、果たして効果が上がっているのかどうかですね。先ほどの課長の答弁ですと、スーパーと食料品の購入、これが随分多いと言いますが、これは、購入したものにしましては、そのプレミア分だけは安く買えるわけですから、その購入者はそれだけの恩恵を被ります。では、商店でもってどのような効果が上がるのかと言ったら、これは非常に私は難しいのではないかなと思っておりますよ。この辺のところは、商店としては果たして効果が上がっているのかというところ、疑問じゃないかと思うんですよ。この辺のところは具体的にどう調査研究されていますか。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 先ほどデジタルの商品券の動向ということで、市内の消費が実施前と実施期間では、実施期間中のほうが市内の消費が上がっているということを申し上げさせていただきました。つまり、この事業をやったことで市内の商店にも、そういった還元とか、お金が回っているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 先ほどの課長の答弁、管内の25市町村全部が実施しているわけではないということですね。では、実施していない市町村ではなぜ実施しないのか。多分大部分の市町村は実施しているんじゃないかと思います。そういう中で、なぜ実施しないのか。結局効果が上がらないから、実施しないんじゃないかと思うんですが、そういうようなところの市町村の担当課ともよくよくその辺のところ話を聞いて、今年は予算計上したことですから、私は否定はしませんが、来年度の事業に向けて、ぜひこれは検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（青木敏久） 日程第11 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第4号 地域おこし協力隊募集に際してルールを定めることを求める陳情については、所管の総務企画常任委員会に、陳情書第5号 山あげ会館に公衆トイレの設置を求める陳情については、所管の経済建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（青木敏久） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日6月4日水曜日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

〔午前11時51分散会〕